独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況(令和3年度第4四半期)

	所管府省	支出元独立行政法人 の名称	支出元独立行政法人 の法人番号	交付又は支出先 法人名称	契約の相手方の 法人番号	名目·趣旨等		(会費の場合) 支出先法人が定める会 費ー口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
											公益法人の区分	国認定、都道府 県 認定の区分		継続支出の 有無
	厚生労働省	独立行政法人 地域医療機能 推進機構	6040005003798	公益財団法人 日本医療機能 評価機構	5010005016639	産科医療 補償制度	13,192,000	,	令和4年 1月27日 1月31日 2月28日 3月28日 3月31日	ı	公財	国認定	特段の問題なし (産科医療補償制度を運営する唯一の公益法人であり、分娩数に応じて掛金を納めているものである。当該支出は産科医療補償制度上必要不可欠なものであるため。	有

【記載要領】

- (注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。
- (注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。
- (注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。
- (注4)公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。